

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和元年12月27日

香取市長 宇井 成一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
磯山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年12月5日

3. 集落・地域の耕地面積
155ha

4. 地域の人と農地の現状

本地区は、利根川の北側にある平坦な水田地帯で、また、輪中地帯である。

水田は、昭和30年代後半から40年代にかけて圃場等整備事業が実施されている。

農業従事者では、高齢化や後継者不足が生じる見込みである。

5. 近い将来農地の出し手となる者の状況
個人 24世帯

6. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
個人 15経営体

7. 6の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない

8. 今後の地域農業の在り方

今後は、低コスト水田農業の確立、高付加価値化などを旨とする。また、地域での安定した経営体を確保するため、集落営農組織の設立を目指す。

なお、今後、規模縮小や離農される農業者等は、農地中間管理機構を活用し、担い手に対し農地の集積・集約化に協力し、地域の農地を保全・管理できるよう努める。